

令和5年度の高齢者虐待の状況について

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づく令和5年度の調査（厚生労働省調査）について、宮崎県内における高齢者虐待の状況を取りまとめましたので公表します。

1 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査（厚生労働省調査）

(1) 調査概要

平成18年4月1日に施行された高齢者虐待防止法に基づき、全国の市町村及び全国都道府県で行われた「高齢者虐待への対応状況」について調査するもの。

(2) 調査対象

全国 1,741 市町村（特別区含む。）及び 47 都道府県

(3) 調査内容

令和5年度中に新たに相談・通報があった高齢者虐待に関する事例、及び令和4年度以前に相談・通報があり、令和5年度において事実確認や対応を行った事例、市町村や都道府県における対応に関する体制整備の実施状況等

2 高齢者虐待判断件数等

本県において、高齢者虐待と認められた件数は、養介護施設従事者等（※1）によるものが令和5年度で7件であり、前年度より3件（75.0%）増加したのに対し、養護者（※2）によるものは120件であり、前年度より11件（8.4%）減少した。

また、市町村への相談・通報件数は、養介護施設従事者等によるものが28件であり、前年度より16件（133.3%）増加したのに対し、養護者によるものは304件であり、前年度より51件（14.4%）減少した

※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

表1 高齢者虐待の判断件数、相談・通報件数（令和4年度対比）

	養介護施設従事者等(※1)によるもの		養護者(※2)によるもの	
	虐待判断件数	相談・通報件数	虐待判断件数	相談・通報件数
令和5年度	7件	28件	120件	304件
令和4年度	4件	12件	131件	355件
増減(増減率)	3件(75.0%)	16件(133.3%)	△11件(△8.4%)	△51件(△14.4%)

図1 養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

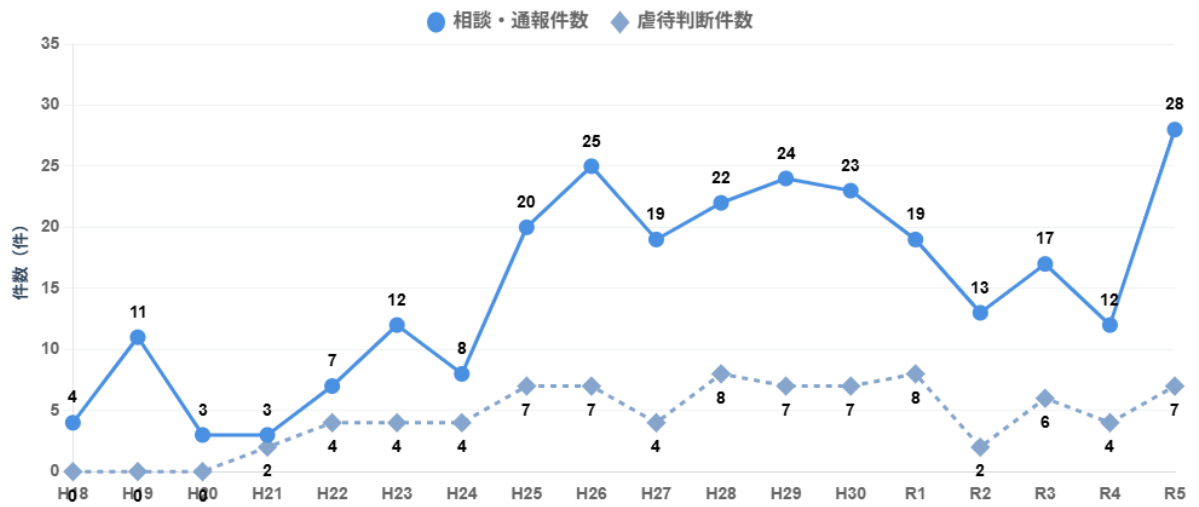
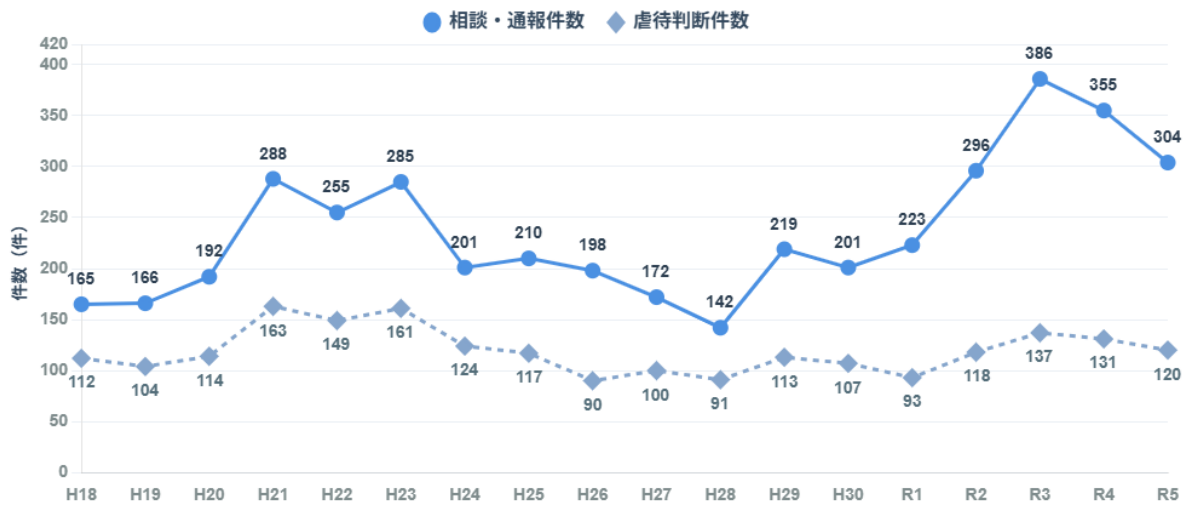


図2 養護者による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



県内における高齢者虐待対応状況（補足資料）

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待

(1) 相談・通報者(重複あり)

	件数	割合(%)
本人による届出	0	0.0
家族・親族	9	29.0
当該施設職員	9	29.0
当該施設元職員	3	9.7
施設・事業所の管理者	4	12.9
医療機関従事者（医師含む）	0	0.0
介護支援専門員	1	3.2
介護相談員	1	3.2
地域包括支援センター職員	1	3.2
社会福祉協議会職員	0	0.0
国民健康保険団体連合会	0	0.0
都道府県から連絡	1	3.2
警察	0	0.0
その他	1	3.2
不明	1	3.2
合計	31	100.0

※ 相談・通報者には重複があるため、内訳の合計は相談・通報・数と一致しない。

(2) 相談・通報が寄せられた施設・事業所のサービス種別（重複あり）

	件数	割合(%)
特別養護老人ホーム	6	21.4
介護老人保健施設	1	3.6
介護医療院・介護療養型医療施設	0	0.0
認知症対応型共同生活介護	4	14.3
(住宅型)有料老人ホーム	11	39.3
(介護付き)有料老人ホーム	1	3.6
小規模多機能型居宅介護等	1	3.6
軽費老人ホーム	0	0.0
養護老人ホーム	0	0.0
短期入所施設	0	0.0
訪問介護等	2	7.1
通所介護等	2	7.1
居宅介護支援等	0	0.0
その他	0	0.0
合計	28	100.0

(3) 事実確認の状況

	件数	割合(%)
事実確認調査を行った事例	31	96.9
事実が認められた	7	21.9
事実が認められなかった	20	62.5
判断に至らなかった	4	12.5
事実確認調査を行っていない事例	1	3.1
虐待ではなく調査不要と判断した	1	3.1
調査を予定している又は検討中の事例	0	0.0
都道府県へ調査を依頼	0	0.0
その他	0	0.0
合計	32	100.0

※ 令和5年度内に通報等を受理した事例、及び令和4年度以前に通報があったものも含むため、合計件数は令和5年度の相談・通報件数と一致しない。

(4) 虐待の事実が認められた施設・事業所の状況

	件数	割合(%)
特別養護老人ホーム	1	14.3
介護老人保健施設	0	0.0
介護医療院・介護療養型医療施設	0	0.0
認知症対応型共同生活介護	3	42.9
(住宅型)有料老人ホーム	1	14.3
(介護付き)有料老人ホーム	0	0.0
小規模多機能型居宅介護等	2	28.6
軽費老人ホーム	0	0.0
養護老人ホーム	0	0.0
短期入所施設	0	0.0
訪問介護等	0	0.0
通所介護等	0	0.0
居宅介護支援等	0	0.0
その他	0	0.0
合計	7	100.0

(5) 虐待の発生要因

「虐待を行った職員の課題」区分に含まれる項目が上位を占めた。同区分内「職員の倫理観・理念の欠如」、「職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足」、「職員のストレス・感情コントロール」がそれぞれ6件(85.7%)で最も多く、「被虐待高齢者の状況」区分内の「認知症によるBPSD(行動・心理症状)がある」が6件(85.7%)、次いで同区分内の「介護に手が掛かる、排泄や呼び出しが頻回」が5件(71.4%)、であった。

(6) 虐待の内容

虐待種別の割合

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計(累計)	合計(人数)
人数	5	0	4	0	1	10	9
割合(%)	55.6	0.0	44.4	0.0	11.1	-	-

○ 被虐待高齢者9人のうち、「身体拘束あり」は3人(33.3%)であった。

○ 虐待の程度(深刻度)の割合では、「2(中度)」が6人(85.7%)と最も多く、次いで「1(軽度)」が1人(14.3%)の順であった。「4(最重度)」と「3(重度)」はなかった。

※ 「複数名で判断した場合のみ回答」としたため、深刻度に回答があったのは被虐待高齢者7人分についてであり、特定された被虐待高齢者総数9人と一致しない。

(7) 虐待と判断した事案の概要

R5	(1)	(2)	(3)	(4)
①被虐待者の状況	女性、90歳代 (要介護度不明、自立度不明)	男性、60歳代(障がい者) (要介護度不明、自立度不明)	男性、90歳代 (要介護5、自立度Ⅲ) 女性、90歳代 (要介護1、自立度Ⅱ)	女性、90歳代 (要介護4、自立度Ⅲ)
②虐待の類型	経済的虐待	心理的虐待	身体的虐待 (身体拘束あり)	身体的虐待
③施設の種別	小規模多機能型居宅介護	(住宅型)有料老人ホーム	認知症対応型共同生活介護	特別養護老人ホーム
④虐待を行った従事者の職種	管理職	管理者	介護職	介護職
⑤市町村がとった措置	改善計画の提出 指導	改善計画の提出 指導	改善計画の提出 指導	改善計画の提出 指導

R5	(5)	(6)	(7)
①被虐待者の状況	男性、80歳代 (要介護2、自立度Ⅱ)	女性、90歳代 (要介護1、自立度Ⅰ) 女性、80歳代 (要介護4、自立度Ⅲ)	女性、90歳代 (要介護2、自立度Ⅲ)
②虐待の類型	心理的虐待	心理的虐待 身体的虐待	心理的虐待 身体的虐待
③施設の種別	認知症対応型共同生活介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護
④虐待を行った従事者の職種	介護職(介護福祉士)	介護職	介護職(介護福祉士)
⑤市町村がとった措置	改善計画の提出 指導	改善計画の提出 指導	改善計画の提出

2 養護者による高齢者虐待

(1) 相談・通報者の内訳

	人数	割合(%)
介護支援専門員	35	10.8
介護保険事業所職員	10	3.1
医療機関従事者	5	1.5
近隣住民・知人	8	2.5
民生委員	8	2.5
被虐待者本人	19	5.9
家族・親族	18	5.6
虐待者自身	2	0.6
当該市町村行政職員	16	4.9
警察	188	58.0
その他	15	4.6
不明(匿名を含む)	0	0
合計	324	100.0

※ 相談・通報者には重複があるため、相談・通報者数 324 人は、相談・通報件数と一致しない。

(2) 事実確認の状況

	件数	割合(%)
事実確認調査を行った事例	299	97.1
立入調査以外の方法により調査を行った事例	295	(95.8)
訪問調査を行った事例	116	[37.7]
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	179	[58.1]
立入調査により調査を行った事例	4	(1.3)
警察が同行した事例	4	[1.3]
援助要請をしなかった事例	0	[0.0]
事実確認調査を行っていない事例	9	2.9
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく 事実確認調査不要と判断した事例	6	(1.9)
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は 事実確認調査の可否を検討中の事例	3	(1.0)
合 計	308	100.0

※ 令和4年度以前に通報等を受理し事実確認調査が令和5年度となった事例も含む。

(3) 事実確認調査の結果

	件数	割合(%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	120	40.1
虐待ではないと判断した事例	119	39.8
虐待の判断に至らなかった事例	60	20.1
合 計	299	100.0

(4) 虐待の種別(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	70	18	57	1	21
割合(%)	57.4	14.8	46.7	0.8	17.2

○ 虐待の程度(深刻度)の割合は、「1(軽度)」が42人(59.2%)と最も多く、次いで「2(中度)」が22人(31.0%)、「3(重度)」が7人(9.9%)を占め、「4(最重度)」はなかった。

※ 「複数名で判断した場合のみ回答」としたため、深刻度に回答があったのは被虐待高齢者71人分についてであり、特定された被虐待高齢者総数122人と一致しない。

(5) 被虐待高齢者の状況

ア 性別

	男	女	不明	合計
人数	30	92	0	122
割合(%)	24.6	75.4	0.0	100.0

イ 年齢

	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90歳 以上	不明	合計
人数	14	17	20	33	24	14	0	122
割合(%)	11.5	13.9	16.4	27.0	19.7	11.5	0.0	100.0

ウ 要介護認定者数及び要介護状態区分(被虐待高齢者の要介護認定)

	人数	割合(%)
未申請	66	54.1
申請中	5	4.1
認定済み	45	36.9
認定非該当(自立)	6	4.9
不明	0	0.0
合計	122	100.0

エ 要支援・要介護状態区分

	人数	割合(%)
要支援 1	2	4.4
要支援 2	5	11.1
要介護 1	14	31.1
要介護 2	10	22.2
要介護 3	5	11.1
要介護 4	7	15.6
要介護 5	2	4.4
不明	0	0.0
合計	45	100.0

オ 介護保険認定済者の認知症日常生活自立度

	人数	割合(%)
自立又は認知症なし	0	0.0
自立度 I	9	20.0
自立度 II	22	48.9
自立度 III	11	24.4
自立度 IV	3	6.7
自立度 M	0	0.0
認知症はあるが自立度不明※1	0	0.0
認知症の有無が不明	0	0.0
合計	45	100.0

※1 一部「自立度 I」が含まれている可能性がある

(6) 虐待を行った養護者（虐待者）の状況

ア 同居・別居

	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
人数	68	27	25	2	0	122
割合(%)	55.7	22.1	20.5	1.6	0.0	100.0

イ 世帯構成

	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他	不明	合計
人数	20	42	25	13	3	19	0	122
割合(%)	16.4	34.4	20.5	10.7	2.5	15.6	0.0	100.0

ウ 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	39	11	48	13	1	4	2	4	9	0	131
割合(%)	29.8	8.4	36.6	9.9	0.8	3.1	1.5	3.1	6.9	0.0	100.0

※ 虐待者の人数は、被虐待者ごとにカウントしているため延べ人数

(7) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

ア 分離の有無

	人数	割合(%)
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	54	35.3
被虐待者と虐待者を分離していない事例	60	39.2
現在対応について検討・調整中の事例	1	0.7
虐待判断時点で既に分離状態の事例(別居,入院,入所等)	30	19.6
その他	8	5.2
合計	153	100.0

※令和4年度以前に通報受理・事実確認した虐待事例で、対応が令和5年度となった事例を含む。

イ 分離を行った事例の対応

	人数	割合(%)	面会制限を行った事例(内数)
契約による介護保険サービスの利用	9	16.7	2
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	10	18.5	7
緊急一時保護	8	14.8	6
医療機関への一時入院	13	24.1	4
上記以外の住まい・施設等の利用	6	11.1	2
虐待者を高齢者から分離(転居等)	2	3.7	1
その他	6	11.1	3
合計	54	100.0	25

ウ 分離していない事例の対応の内訳（複数回答）

		人数	割合(%)
経過観察(見守り)		18	30.0
経過観察以 外の対応	養護者に対する助言・指導	33	55.0
	養護者が介護負担軽減のための事業に参加	0	0.0
	被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	3	5.0
	既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	9	15.0
	被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	1	1.7
	その他	13	21.7

※ 分離を行っていない事例の対応ごとの割合は、被虐待高齢者と虐待者の分離を行っていない60件に対する割合

(8) 権利擁護の対応

権利擁護に関しては、成年後見制度の「利用開始済」が12人（うち令和4年度内に利用開始済が2人）、「利用手続き中」が8人であった。また、令和5年度内に成年後見制度を「利用開始済」もしくは「利用手続き中」であった18人のうち、市町村長申立の事例は16人であった。

(9) 虐待の発生要因

被虐待者の「認知症の症状」が47件（39.2%）、「身体的自立度の低さ」及び「障害・疾病」がいずれも、29件（24.2%）であった。

虐待者の「精神状態が安定していない」が54件（45.0%）、「理解力の不足や低下」が45件（37.5%）、「被虐待者との虐待発生までの人間関係」が44件（36.7%）、「知識や情報の不足」及び「障害・疾病」がいずれも37件（30.8%）であった。（複数回答）